

現場代理人の常駐義務緩和について（運用の手引）

令和 7 年 4 月 1 日

現場代理人は、契約の履行に関し、その運営、取締りを行う他、契約に基づく一切の権限（請負代金額の変更・工期の変更・請負代金の請求及び受領等を除く）を行使することができる受注者の代理人であり、工事現場への常駐が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和することができるよう、長浜市では平成 28 年に現場代理人の常駐に関する運用基準を定め、運用を行っているところです。

このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準を改定します。

I 常駐義務を緩和する措置

現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の 2 点とします。

- (1) 現場代理人の常駐義務緩和
- (2) 現場代理人の兼務

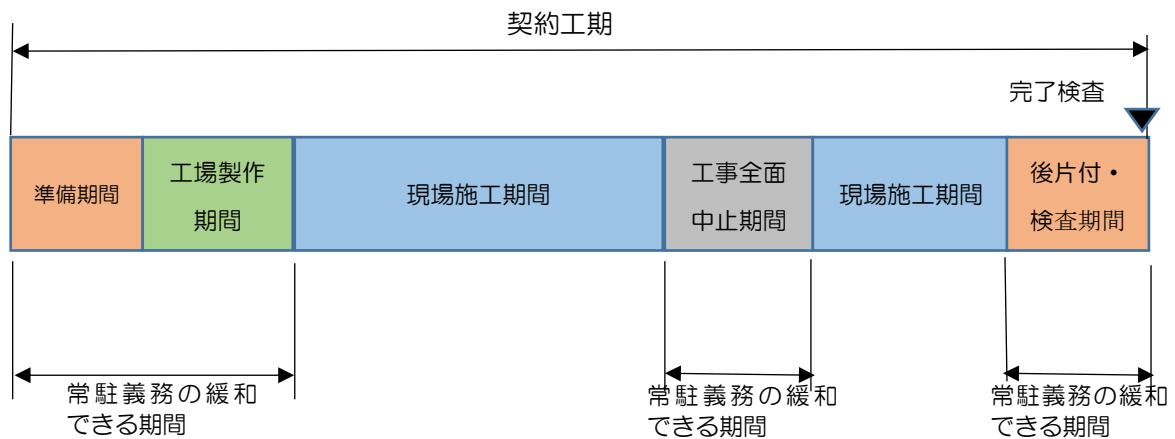
II 現場代理人の常駐義務緩和

長浜市の発注した工事において、次のアからエに掲げる期間については、常駐義務を緩和することができますものとしします。ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が工事打合簿によりあらかじめ明確となっていなければなりません。

- ア. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ. 契約約款第 19 条第 1 項または第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ. 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

① 常駐義務を緩和することができる期間の明示

請負契約締結後、発注者と受注者との協議により、常駐義務を緩和する具体的期間を工事打合簿において定めるものとします。なお、上記の期間については、受注者からの要請があった場合に、随時、定めるものとします。（要請がない場合は定めないものとし、その場合、常駐義務は緩和されませんのでご注意ください。）



② 常駐義務を緩和する場合の留意点

●全般について

常駐義務を緩和した場合であっても、他の工事の現場代理人等を兼務することを認めるものではありません。

●「工場製作期間」について

工場製作のみが行われている期間については、現場代理人は必ずしも現場に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければなりません。

③ 常駐を緩和する場合の連絡体制、安全管理等

工事現場で作業が行われていない期間であっても、発注者との連絡体制や現場の維持管理は必要なことから、次の事項について工事打合簿において確認するものとします。

●発注者との連絡体制の整備

電話等により常時確実に現場代理人と連絡がとれる体制の整備

●現場の安全管理の徹底

ア 第三者の進入防止など適切な現場管理の徹底

イ 定期的な現場パトロール等の実施

ウ 緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備 等

Ⅲ 現場代理人の兼務

長浜市の発注した工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとします。

次に掲げる(1)から(3)までの条件を全て満たす工事については、合計で 2 件まで兼務を認めることができるものとします。

- (1) いずれも長浜市が発注した工事であり、工事箇所が長浜市内であること。
- (2) 兼務する工事の契約金額がいずれも 4, 500 万円未満(税込)であること。
- (3) 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

① 兼務を認めない工事

当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼務を認めないことがある。

② 兼務対象工事の明示

難易度や施工内容によって、現場代理人の兼務を認めがたい工事である場合は、発注時の特記仕様書に「兼務を認めない」旨を明記しています。

③ 兼務の手続き

●工事打合せ簿により兼務の申し出

ア 現場代理人を兼務しようとする場合は、「工事打合簿①」（様式46）を発注者に提出してください。

イ 提出された「工事打合簿①」（様式46）を審査した結果、兼務が適当でないと発注者が判断した場合は、「工事打合簿①」の発注者欄で不受理の旨を記入し受注者あて通知します。

ウ 受注後、契約金額に変更が生じ規定額を超えても継続して兼務を認めます。

エ 兼務中の工事に工期の変更が生じた場合は、双方の監督員に次の資料を提出してください。

- ・ 変更後の工程表
- ・ 工事の施工が中止された場合は、工事一時中止通知書の写し

●兼務届に添付する資料

ア 兼務する期間中の現場パトロール計画

イ 兼務する期間中の緊急時連絡体制

④ 連絡体制、安全管理等

●発注者との連絡体制の整備

発注者との連絡体制を確実にするため、携帯電話等により常時確実に現場代理人と連絡がとれる体制の整備を確実に行ってください。なお、兼務が認められた現場代理人は、稼働中のいずれかの工事現場に駐在しなければなりません。

●現場の安全管理等の徹底

現場代理人が兼務し、他の工事現場に滞在している間、担当している工事現場において不在となることから、不在現場の施工管理・安全管理に万全を期してください。

Ⅳ 兼務の解除

兼務を認めた工事において、下記に該当するときは兼務を解除する場合があります。

- ア 発注者との連絡体制が確保されない場合
- イ 兼務する工事現場のいずれにも常駐していない場合
- ハ 安全管理のほか現場の運営・取締りに支障が生じた場合
- ニ 施工不良や履行遅滞を生じるおそれがある場合
- ホ その他、請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合 等

発注者が、兼務を解除する必要があると判断した場合、「工事打合簿①」（様式46）により現場代理人の兼務を解除する旨、通知します。この場合、新たな現場代理人を選任しなければなりません。

Ⅴ 適用開始

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準の変更については、令和7年4月1日から適用します。

Ⅵ 注意事項

- ① 本取扱い適用工事においても、現場代理人と主任技術者は兼ねることは可能です。ただし、主任技術者等は建設業法の規定により請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上となった場合「専任義務」がありますので、注意してください。
- ② 正当な理由なく常駐緩和を受けずに現場代理人が不在の場合や、取扱いを超えた兼務が発覚した場合は、工事成績評定への反映等の措置を行うことがあるので注意してください。
- ③ この取扱いに定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとします。

「工事打合簿①」（様式46）の記入例は別添様式を参考にしてください。
別添エクセル版を参照願います。

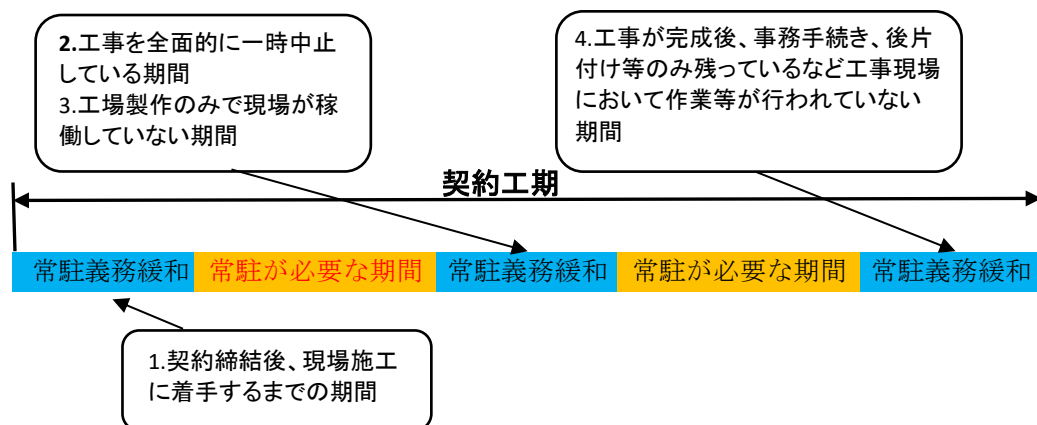
【参考】改定内容

- ①現場代理人の常駐義務緩和 — 改定なし
- ②現場代理人の兼務 — 現場代理人が他の工事を兼務できる契約金額の額を「4,000万円未満」から「4,500万円未満」に引き上げます。

(現場代理人の常駐義務緩和)

○現場代理人の常駐に関する運用基準(長浜市)(以下、「運用基準」という。)第2条第1項第1号における契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている工事の不稼働期間とは、次のいずれかに該当する期間をいいます。

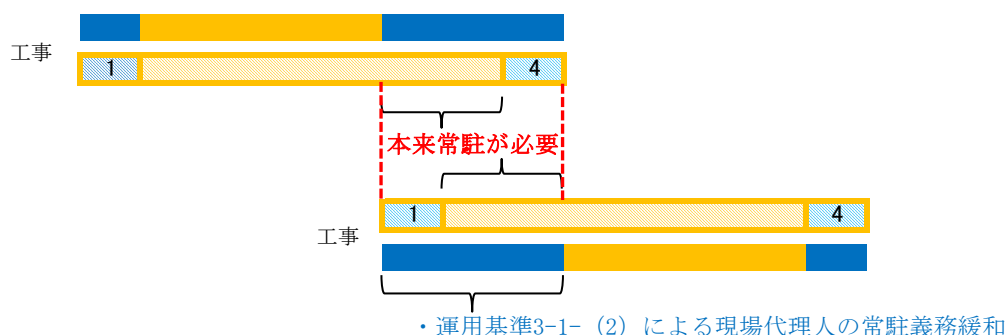
1. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
2. 契約約款第19条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
3. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
4. 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間



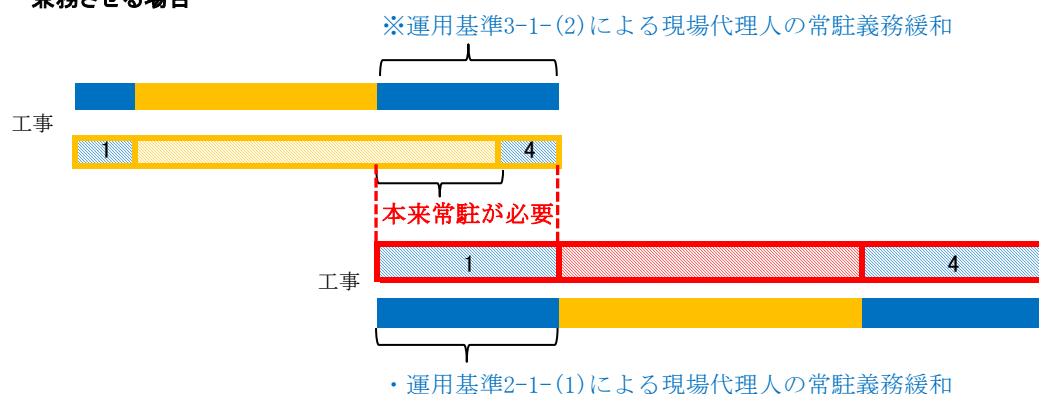
○運用基準第3条第1項第2号における契約額が4,500万円未満(税込み)でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間の典型的な例は次のとおりです。

凡例	
	契約額4,500万円未満(税込み)の工事が稼働中
	契約額4,500万円以上(税込み)の工事が稼働中
	運用基準2-1-(1)の不稼働期間
	現場代理人の常駐義務が緩和される期間
	現場代理人の常駐が必要な期間

(例1) 双方の契約額が4,500万円未満(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合

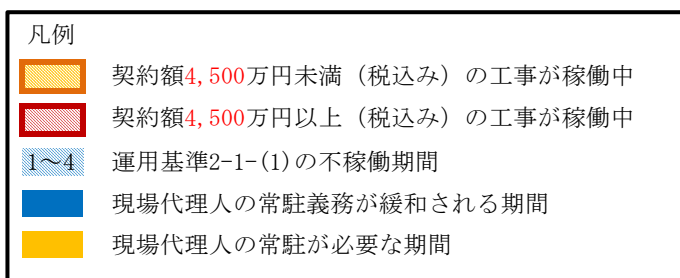


(例2) 契約額が4,500万円未満(税込み)の工事と契約額が4,500万円以上(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合

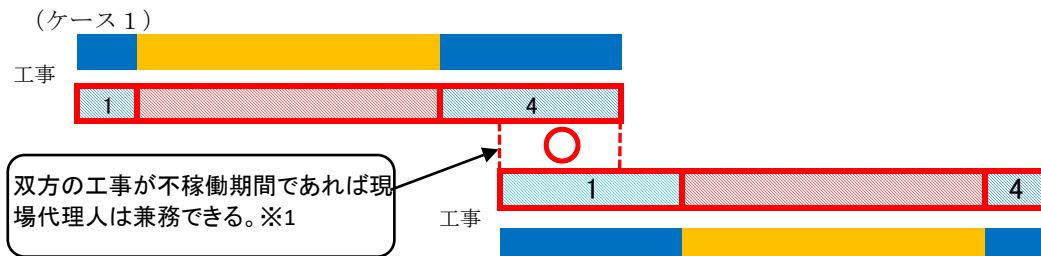


(現場代理人の兼務)

○運用基準第3条第1項の現場代理人の兼務を認める工事の典型的な例は次のとおりです。

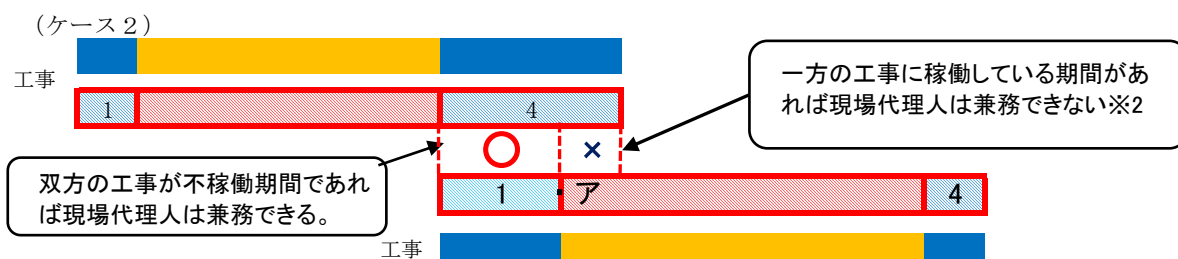


(例1) 双方の契約額が4,500万円以上(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合



※1 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます。

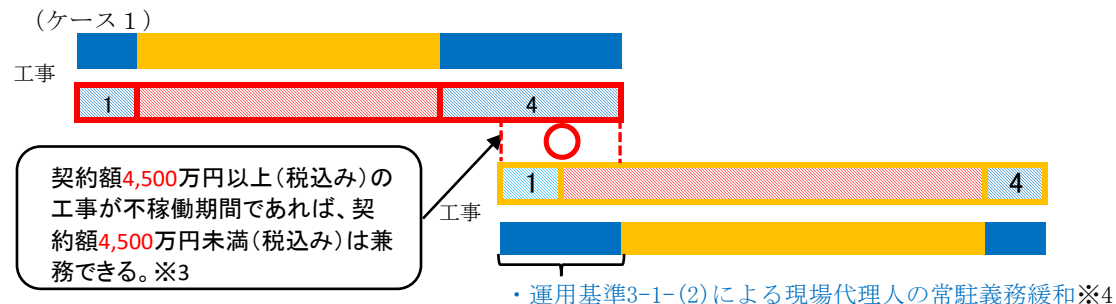
工事1 : 運用基準2-1-(1) ○ } ○
工事2 : 運用基準2-1-(1) ○ }



※2 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。

工事1 : 運用基準2-1-(1) ○ } ×
工事2 : 運用基準2-1-(1) × }
工事2は、着手時に兼務できる期間がありますが、兼務しても常駐義務が生じた時点（上図・アの時点）で現場代理人の変更が必要となります。

(例2) 一方の契約額が4,500万円以上(税込み)、もう一方の契約額が4,500万円未満の工事の現場代理人を兼務させる場合



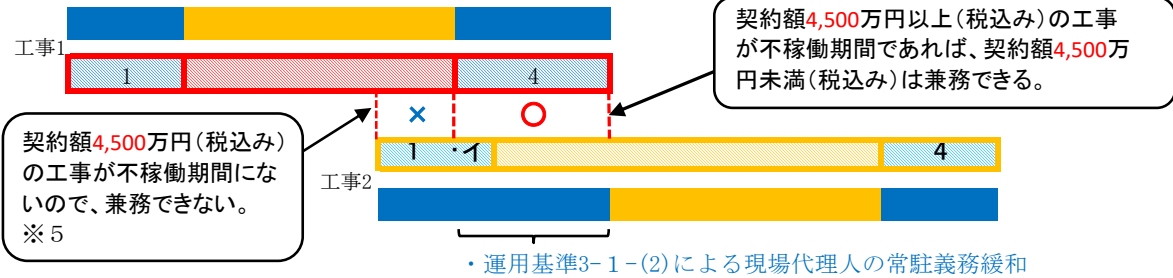
※3 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます

工事1 : 運用基準2-1-(1) ○ } ○
工事2 : 運用基準3-1-(2) ○ }

工事2は、契約額が4,500万円未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させるため、常駐義務が緩和されます。（運用基準3-1-(2)）

※4 運用基準3-1-(2)により現場代理人の常駐義務が緩和されていますが、運用基準3-2により、稼働中の工事現場に駐在する必要があります。

(ケース 2)

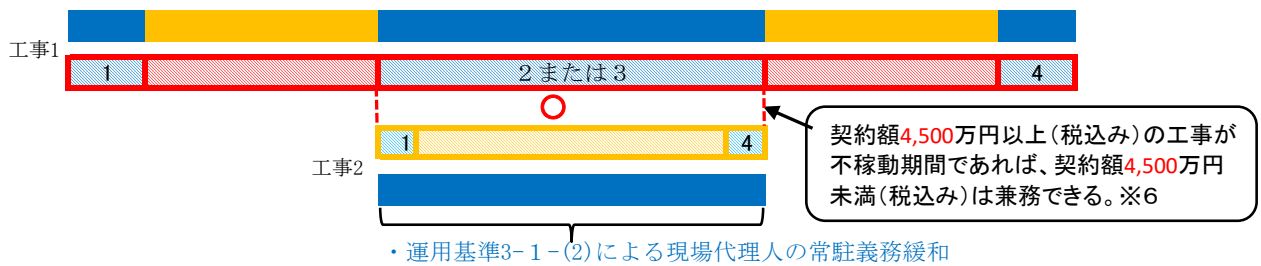


※5 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。

工事1 : 運用基準2-1-(1) × } ×
工事2 : 運用基準2-1-(1) ○

工事2は、(上図・イの時点)で兼務できるようになりますが、着手時に別の現場代理人の配置が必要です。(上図イの時点以降、工事1と兼務する場合は、現場代理人の変更が必要です。)

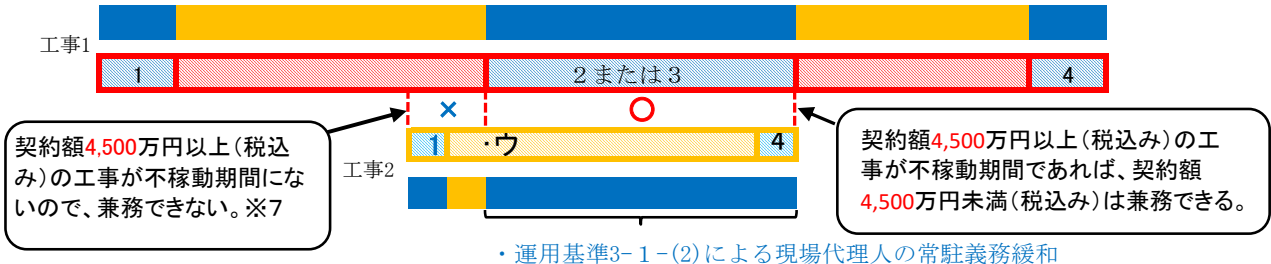
(ケース 3)



※6 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしている(運用基準3-1)ため、この期間は兼務できます。

工事1 : 運用基準2-1-(1) ○ } ○
工事2 : 運用基準3-1-(2) ○

(ケース 4)

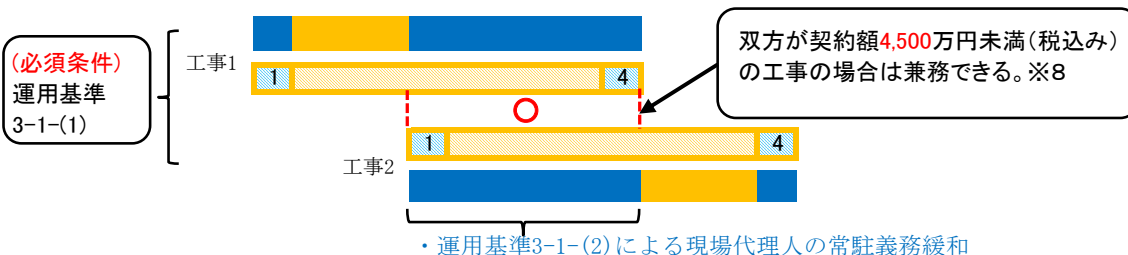


※7 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第2条の規定を満たしている必要があり、工事1が不稼働期間でないため兼務することができません。

工事1 : 運用基準2-1-(1) × } ×
工事2 : 運用基準2-1-(1)、3-1-(2) △

工事2は、(上図ウの時点)で兼務できるようになりますが、着手時に別の現場代理人の配置が必要です。(上図ウの時点以降、工事1と兼務する場合は、現場代理人の変更が必要です。)

(例3) 双方の契約額が4,500万円未満(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合



※8 現場代理人を兼務するいずれかの工事でも運用基準第2条の規定を満たしている(運用基準3-1)ため、この期間は兼務できます。

工事1 : 運用基準3-1-(2) ○ } ○
工事2 : 運用基準3-1-(2) ○